



**【免責条項】**

本仮訳は、韓国ソウル中央地方法院のウェブサイトにおける公開資料をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

([https://seoul.scourt.go.kr/seoul/info/Procedural\\_Guidelines\\_kor.pdf](https://seoul.scourt.go.kr/seoul/info/Procedural_Guidelines_kor.pdf))

なお、本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

ソウル中央地方法院知的財産専担裁判部の  
訴訟手続きガイド

2020年1月6日改正

ソウル中央地方法院の知的財産専担裁判部が担当する事件について、知的財産権事件の固有の特性を反映し、訴訟手続き上の注意すべき事項を下記のように案内します。訴訟当事者は、以下の事項にご留意して訴訟手続きが公正かつ迅速、経済的に進まれるようご協力をお願いします。

**I. 訴の提起**

**1. 事件名の記載**

- イ. 錯誤配当による手続きの遅延を事前に防止することができるように、事件名に知的財産権の事件であることを明確にする。
- ロ. 事件名には、「侵害された知的財産権の種類」と「当事者が求める救済方法」を下記の例示を参照して明確に記載する。知的財産権又は救済方法が複数である場合、「など」を使用する。

[例示] 特許権の侵害禁止、デザイン権などの侵害禁止、商標権の侵害禁止など、不正競争行為の禁止など、著作財産権侵害による損害賠償

**2. 外国語弁論の申請（国際事件）**

- イ. 特許権などの知的財産権事件において、当事者が法廷で外国語弁論を申し込むことができる（法院組織法第62条の2）。但し、現在は「英語」弁論に限る。
- ロ. 申請に対する許可の要件は以下のとおりである。



- 民事訴訟法第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定による訴であること
    - 特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、品種保護権に関する訴のみを意味する。
    - 著作権、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下、「不正競争防止法」）に関する訴は該当しない。
  - 次のいずれかに該当すること
    - 当事者が外国人である事件
    - 主な証拠調査が外国語で行われる必要がある事件
    - その他、それに準じる国際的関連性のある事件
  - 裁判を著しく遅延させないこと
- ハ. 外国語弁論の申請及び同意は、原則として第 1 回弁論期日の前に書面で行わなければならない。但し、法院は第 1 回弁論期日以降の申請及び同意についても、その必要性が著しく高いと認める場合、外国語弁論を許可することができる。
- ニ. 外国語弁論を申請する当事者は、「外国語弁論申請書」（添付 1）を提出しなければならない。法院は、相手方の当事者に申請書の副本とともに「意見書」の様式（添付 2）を送達する。相手方の当事者は様式の送達を受けた日から 2 週間以内に外国語弁論の申請に同意するかどうかを記載した意見書を提出する。
- ホ. 法院が外国語弁論を許容した事件（以下「国際事件」という。）における手続き進行上の特徴は、以下のとおりである。
- 裁判長は、国際事件訴訟の指揮に韓国語を使用する。
  - 外国語弁論を申請した当事者は、法廷で許可された外国語で弁論することができる。
  - 法院は、弁論期日に裁判部の言葉と弁論に参加する人の言葉（証人尋問を含む）に対して、法院の費用で通訳を提供する。
  - 通訳者が許可された外国語を韓国語に、韓国語を許可された外国語に通訳する場合には、同時通訳を原則とする。但し、訴訟手続きの円滑な進行のために必要な場合、逐次通訳の方式を活用することができる。
  - 許可された外国語で書かれた文書（準備書面、書証）は、翻訳文を付けないことができる。但し、法院は訴訟手続きの円滑な進行のために著しく必要である場合、翻訳文の提出を命ずることができる。
  - 決定書・命令書は韓国語で作成されるが、当事者に許可された外国語の翻訳文を送付することができる。
  - 判決書は韓国語で作成されて宣告され、判決書の正本を送達した後、当事者に判決書に対して許可された外国語の翻訳文を送付する。
  - 当事者は許可された外国語で作成された控訴状を提出することができる。



- へ. 国際事件に関する細部事項は、「国際裁判部の設置及び運営に関する規則」（大法院規則）によるものとする。
- ト. 法院は、国際事件に対する許可可否を迅速に決定する。許可した事件に対しては、訴訟手続きの協議に向けたビデオ会議（video conference）、外国人専門家の専門審理委員の委嘱、ビデオなどの中継装置による証人尋問及び鑑定人尋問（民事訴訟法第 327 条の 2、第 339 条の 3）などの国際事件の特性に合致する複数の審理方式を積極的に活用する。

### 3. 関連事件の摘示

該当の事件に関連する他の事件（特許審判院の審判、特許法院の審決取消訴訟、仮処分事件、別途の民事本案事件、関連する当事者に対する刑事事件など）が進行中である場合、原告は訴状にそれを摘示し、事件番号及び現在の進行状況を明らかにしなければならない。

### 4. 事件管理に向けたウェブ会議

- イ. 裁判長は、当事者の意見を聞き、「両当事者とビデオ・音声の送受信により同時に通話ができる方法」（以下、「事件管理ウェブ会議」）で手続きの進行に関する事項を協議することができる。裁判長は、受命法官を指定して上記の手続きを担当させることができる。
- ロ. 事件管理ウェブ会議においては、以下の事項を協議することができる。
  - 弁論期日の日付及び回数、各期日別の進行状況
  - 主張及び証拠の提出期限（総合準備書面の提出期限、専門家陳述書の提出期限、準備書面の提出回数及び分量を含む）
  - 検証・鑑定や専門家証人など時間を要する証拠の申請有無及び期限
  - 専門審理委員の指定有無
  - 技術説明期日の実施有無
  - 侵害有無、無効有無、損害賠償額の算定など、争点ごとに手続きを進めるかどうか
  - 無効審判、権利範囲確認の審判など、関連事件が係属している場合、訴訟手続きの進行方式
  - 調整手続きに回付するかどうか
  - 争点の確認及び整理

## II. 侵害の主張

### 1. 明確な請求趣旨及び別紙の作成



- イ. 不明確な請求趣旨は訴訟遅延の原因であり却下の事由になるだけでなく、たとえ勝訴しても強制執行が不可能で、時間と費用の深刻な浪費を招く。原告はこの点に留意し、差止請求の対象を別紙に特定するに当たり、執行機関が別途の判断なしに強制執行を実施できるように侵害禁止の対象を具体的・個別的・事実に特定しなければならない。
- 「原告の特許を侵害してはならない」、「原告の商標を使用してはならない」のような記載は無意味であるため、許容されない。原告の権利内容を別紙にそのまま記載することも許容されない。
  - 「原告特許の権利範囲に属する」、「原告の商標・デザインと同一又は類似の」など、別途の法律的判断が必要な用語を使用してはならない。
  - 「その他」、「など」、「一切」、「関連する」のような不明確な用語を使用してはならない。
- ロ. 特に物に対して生産、販売、譲渡などの差止を請求する場合、相手方の当事者が実際に生産・販売している物を、製品名、製品の写真（図面）、製品番号、製品の説明などを通じて、最大限具体的に特定することで、執行機関が強制執行の対象を苦勞せず識別できるように注意する。
- ハ. 訴状提出の段階で侵害禁止の対象を十分に特定することが困難である場合には、そのような事情を十分に説明する。

## 2. 請求原因の特定

- イ. 原告は、侵害されたと主張する知的財産権を訴状で明確に特定しなければならない。知的財産権の種類により、以下の事項について特に留意しなければならない。
- 特許権（実用新案権）：特許請求の範囲が複数の請求項で構成されている場合、侵害を主張する請求項を明確に特定する。
  - 商標権：登録商標ごとに侵害を主張する指定商品（指定役務）を明確に特定する。
  - 不正競争行為：不正競争防止法第2条第1号（イ）目ないし（ル）目のどの目の不正競争行為を主張するのか明確に特定する。
  - 著作権：単に「著作権が侵害された」と記載する代わりに、著作権のうち、侵害された著作権の種類（複製権、公演権、公衆送信権、配布権、二次的著作物の作成権など）を具体的に特定する。
- ロ. 差止請求の場合、知的財産権ごとに根拠条文を明確にする（特許法第126条、デザイン保護法第113条、商標法第107条、不正競争防止法第4条、著作権法第123条など）。
- ハ. 損害賠償請求の場合でも、知的財産権ごとに根拠条文を明確にする（特許法第128条、商標法第109条、不正競争防止法第5条など）。特に知的財産権の種類により、関連法律で損害賠償額算定方式に関する特別規定を置いているため、原告は適用を



求める損害額算定の根拠規定まで明確にしなければならない。

- ニ. 特許権（実用新案権）又は営業秘密の侵害による損害賠償請求において、侵害行為が故意的であると認められる場合、法院は損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができるため（特許法第128条第8項、実用新案法第30条、不正競争防止法第14条の2第6項）、当事者が上記の規定の適用を求める場合、その旨を明確にする。但し、上記の条項は2019年7月9日以後、最初に違反行為が発生した場合から適用されることに留意する。

### 3. 侵害主張時の留意事項

- イ. 原告は、知的財産権の権利内容及び本人が知的財産権の保有者であることを明かす書証を必ず提出しなければならない。
- 特許庁に登録された知的財産権（特許権、実用新案権、デザイン権、商標権など）：登録公報と登録原簿を必ず提出しなければならない。
  - 営業秘密：法院の審理と相手方の防御権行使に支障がないように、その秘密性を失わない範囲内で可能な限り営業秘密を具体的に特定する。
  - 著作財産権：本人が著作物を創作した著作者であること又は著作者から著作財産権を譲り受けたことを立証する書証を提出しなければならない。
- ロ. 原告は、本人が知的財産権の単独保有者なのか、共同保有者なのか、専用実施権者（専用使用権者）なのかどうかを明確にしなければならない。
- ハ. 特許権（実用新案権）の侵害を主張する場合、以下のように侵害を明確に主張しなければならない。
- 侵害された特許発明が物の発明なのか、方法の発明なのか、物を生産する方法の発明なのかを明確にする。
  - 主張する特許侵害の種類（文言侵害、均等侵害、間接侵害など）を明確にする。
  - 特許発明の各構成要素とそれに対応する侵害製品の構成を、対比表などを活用して構成要素別に詳細に用意しなければならない。
- ニ. デザイン権の侵害を主張する場合、両デザインの同一・類似性を、対比表などを活用して詳細に用意しなければならない。

## III. 被告の答弁

### 1. 侵害主張に対する明確な答弁

被告は、以下のように答弁の基本的な趣旨を明確にしなければならない。

#### ① 請求趣旨の不特定を問題にする場合

- 請求趣旨ないし別紙が特定されていないか不明確である。
- 別紙に記載された製品と被告が実際に生産している製品が異なる。



- その他
- ② 原告の知的財産権が保護されるかについて争う場合
  - 原告は、知的財産権者（又は差止請求権者）ではない。
  - 原告の商品標識は周知・著名ではない。
  - 原告の営業秘密は、不正競争防止法上の保護要件を揃えていない。
  - 原告の著作物は、創作性が欠如しているため著作権法により保護できない。
  - その他
- ③ 侵害を否定する場合
  - 被告は、原告の特許発明の構成要素のうち、一部を実施していない。
  - 原告の商標（デザイン、営業標識）と被告の使用標章（製品デザイン、営業標識）は、同一ないし類似していない。
  - 被告は、原告の営業秘密を使用していない。
  - 原告の著作物と被告の著作物は、実質的に類似していない。
  - 現在被告は、製品の生産を中止している。
  - その他
- ④ 一応、侵害行為にみなされるが、抗弁事項がある場合
  - 原告の権利は審判により無効になることが明白であるため、それに基づいた権利行使は、権利濫用に該当するため許可されない（権利濫用の抗弁）。
  - 被告の製品は、自由実施技術（自由実施デザイン）に該当する。
  - その他

## 2. 特許権の侵害訴訟における被告の具体的な行為態様提示の義務

- イ. 特許権の侵害訴訟において、特許権者が主張する侵害行為の具体的な行為態様を否定する当事者は、本人の具体的な行為態様を提示しなければならない（特許法第 126 条の 2）。
  - ロ. 法院は、当事者が本人の具体的な行為態様を提示することができない正当な理由があると主張する場合、その主張の可否を判断するためにその当事者に資料の提出を命ずることができる。但し、その資料の所持者がその資料の提出を拒絶する正当な理由があればこの限りでない。
  - ハ. 当事者が正当な理由なく、本人の具体的な行為態様を提示しない場合、法院は、特許権者又は専用実施権者が主張する侵害行為の具体的な行為態様を真実として認めることができる。
- ニ. 上記の規定は 2019 年 7 月 9 日以降受け付けられた特許権の侵害事件に適用する。

## IV. 弁論期日（弁論準備期日）の進行



### 1. 技術説明期日

- イ. 裁判部は、技術の内容を明確かつ集約的に把握し、争点を整理するために弁論期日及び弁論準備期日を技術説明期日に進行することができる。
- ロ. 技術説明期日に当事者は動画などの視聴覚資料、実際の商品持参及び試演などを通じて事件と関連する技術の内容を明確かつ簡潔に説明しなければならない。
- ハ. ソウル中央地方法院に所属している技術調査官は、技術説明期日に出席して、当事者の技術説明の内容を聴取することができ、裁判長を通じて当事者に技術内容の中で特定の部分に関する具体的な説明を要請することができ、技術説明期日が終了してから当事者の技術説明内容に関する意見を裁判部に提出することができる。

### 2. 専門家証人

- イ. 当事者は、特定の技術分野において専門性と客観性を認められた人を専門家証人で申請することができる。専門家証人を申請する際には証人の専門性と客観性を確認することができる「専門家証人の基本事項確認書」(添付3)を提出しなければならない。
- ロ. 裁判部は、専門家証人を尋問するために必要な事項(専門家証人の陳述書及び証人尋問事項の提出期間、証人尋問時間の制限、専門家証人がした証言の信憑性を弾劾する主張及び証拠の提出期間など)に対して弁論準備命令を下すことができる。
- ハ. 主尋問は、専門家証人の陳述書範囲内で行わなければならない。主尋問で専門家証人に提示するか、又は引用する全てのデータは、専門家証人の陳述書及び証人尋問の提出期間前に証拠として提出しなければならない。
- ニ. 専門家証人が外国人である場合、当事者は、各主尋問と反対尋問のために通訳人を同行することができる(但し、国際事件において専門家証人が許可された外国語で証言する場合には、通訳人を同行する必要がない)。通訳人を同行する場合には円滑な通訳のために、当事者は事前に通訳人に技術的な内容などに関する資料を提供することができる。通訳人を同行できない場合には証人尋問期日の4週間前までに裁判部にそれを通知し、通訳人の指定申請をしなければならない。
- ホ. 必要な場合、関連法律の許容範囲内での専門家証人をビデオなどの中継装置による遠隔映像尋問の方式で尋問することができる。

### 3. 専門審理委員

- イ. 法院は、知的財産権事件の訴訟関係を明らかにするか、又は訴訟手続きを円滑に進行するために職権又は当事者の申請による決定で専門審理委員を指定し、訴訟手続きに参加させることができる(民事訴訟法第164条の2第1項)。
- ロ. 専門審理委員は、知的財産権事件の訴訟手続きにおいて説明や意見を記載した書面を提出するか、又は期日に出席して説明や意見を陳述することができ、期日に裁判



長の許可を受けて当事者、証人又は鑑定人などの訴訟関係人に触接質問することができる。但し、裁判の合議には参加できない（民事訴訟法第 164 条の 2 第 2 項、第 3 項）。

## V. 証明に関する法院の命令

### 1. 資料（書類）の提出命令

- イ. 法院は、知的財産権の侵害訴訟において、当事者の申請により相手方に損害額算定などに関して必要な資料及び書類（以下「資料」という。）の提出を要求することができる（特許法第 132 条、デザイン保護法第 118 条、商標法第 114 条、不正競争防止法第 14 条の 3）。
- ロ. 資料提出命令の申請がある場合、相手方の当事者は資料の提出を拒否する正当な事由などを含めて、申請に対する具体的な意見を提出することができる。
- ハ. 相手方の当事者が資料の提出を拒否する正当な事由があると主張する場合、法院はその主張の当否を判断するために、相手方の当事者に資料の提示を命ずることができる。
- ニ. 法院は、資料が提出されないことにより申立人の受ける不利益と、資料の公開によって相手方の当事者が受ける不利益とを比較して提出資料の種類と範囲とを定めることができる。提出対象の資料が敏感な個人情報を含んでいるか、又は侵害の証明、損害額の計算と無関係の情報を含むなど、正当な理由がある場合、法院は該当部分を削除した資料の提出を命ずることができる。
- ホ. 正当な理由なく、法院の資料提出命令に従わない場合、そのような事情が損害額算定に参酌されることがある。

### 2. 著作権侵害に関連する情報提供命令

- イ. 法院は、著作権の侵害に関する訴訟において審理段階及び証明の程度を考慮し、当事者の申請により、相手方の当事者に対して侵害行為や複製物の生産及び流通に関連する者を特定できる情報、複製物の生産及び流通経路に関する情報の提供を命ずることができる（著作権法第 129 条の 2）。
- ロ. 相手方が情報の提出を拒否する正当な事由があると主張している場合、法院はその主張の当否を判断するために、相手方に情報の提示を命ずることができる。この場合、法院は、特別な必要性がある場合に限って申請した当事者又はその代理人に情報を公開することができる。

### 3. 営業秘密に対する秘密保持命令

- イ. 民事訴訟法上における訴訟記録の閲覧を制限する制度（民事訴訟法第 163 条）とは



別に、法院は知的財産権の侵害訴訟において当事者が保有する営業秘密が公開される恐れがある場合、当事者の申請によって当事者が保有する営業秘密に対して公開禁止などの秘密保持命令を決定とすることができる（特許法第 224 条の 3、実用新案法第 44 条、デザイン保護法第 217 条、商標法第 227 条、不正競争防止法第 14 条の 4、著作権法第 129 条の 3）。

- ロ. 秘密保持命令は、本案事件における相手方の当事者を被申請人にして別途の事件で申請する。申請の際に秘密保持命令の受命者（法人の代表者や訴訟代理人など）及び秘密保持の対象を、別紙などを活用して、明確に特定しなければならない。
- ハ. 秘密保持命令の受命者は、秘密保持命令を厳格に遵守しなければならない。正当な理由なく秘密保持命令に違反した場合、秘密保持命令の違反罪で処罰されることに留意しなければならない（特許法第 229 条の 2、実用新案法第 49 条の 2、デザイン保護法第 224 条、商標法第 231 条、不正競争防止法第 18 条の 4、著作権法第 136 条第 1 項第 2 号）。





[添付 2]

## 外国語弁論申請に関する意見書

- 事件番号：
  
- 提出者：
  
- 外国語弁論申請に関する意見
  - 同意する
  - 同意しない
  
- 同意しない場合、それに関する具体的な理由

20 . ○ . ○ .  
原告/被告○○○



[添付 3]

## 専門家証人の基本事項確認書

### ○個人情報

氏名		生年月日	
住所			

### ○客観性

1	原告・被告(会社の場合、代表理事及び役職員、以下同様)と親族関係にありますか?	はい	いいえ
2	原告・被告と債権・債務関係にありますか?	はい	いいえ
3	原告・被告と業務を共にするか、又は契約関係・雇用関係、その他それに準じる関係にある、若しくは過去にありましたか?	はい	いいえ
4	原告・被告が関与した訴訟又は同事件の特許/製品などに関する訴訟において証人として証言したことがありますか?	はい	いいえ
5	本件の訴訟について原告・被告に諮問したことがありますか?	はい	いいえ

上記の質問のうち、(はい) と答えた質問に関しては、下記に具体的な事情を記載してください。

(裏に続く)



○専門性

1. 証人の専門分野を具体的に記載してください。

2. 専門分野について、①現在及び過去の職業（在職期間、職位/職責、担当業務を含む）を明らかにし、②学位/資格証、論文/報告書、その他の専門性を確認することができる資料があれば、その内容を具体的に記載してください。

（スペースが足りない場合、別紙で添付可能）

※専門家証人は、当事者の一方に偏らないように事実と専門知識に基づいて、陳述しなければなりません。

※専門家証人は、該当分野の専門家として客観的に検証され、該当分野で広く認められている事実・理論に基づいて陳述しなければならず、本人の主観的な理論・解釈に基づいて陳述してはなりません。

上記の記載事項は、全て事実であることを陳述します。

日付 20 . . .

署名 \_\_\_\_\_